

# 山梨県公報

第千三百九十二号

平成十五年

六月十九日

木曜日

## 目次

### 告示

|                   |     |
|-------------------|-----|
| 結核予防法に基づく医療機関の指定  | 三三五 |
| 平成十五年度地籍調査事業計画の決定 | 三三五 |
| 土地改良区の定款の一部変更の認可  | 三三五 |
| 道路の区域変更           | 三八五 |
| 道路の供用開始(三件)       | 三八六 |
| 土地改良事業施行の同意       | 三八六 |
| <b>公告</b>         |     |
| 個人情報保護条例の運用状況     | 三八七 |
| 行政文書の開示の実施状況      | 三八七 |
| 国土調査の成果の認証        | 三八七 |
| 土地改良区役員の退任及び就任    | 三八七 |
| 換地処分の実施           | 三八八 |
| 土地改良区役員の退任及び就任    | 三八八 |
| 一般競争入札について        | 三八八 |
| <b>公安委員会</b>      |     |
| 一般競争入札について        | 三九〇 |
| 遊技機の型式の検定         | 三九一 |

## 告示

**山梨県告示第千三百三十七号**  
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
 平成十五年六月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

| 名称       | 所在地              |
|----------|------------------|
| 甲府グリーン薬局 | 甲府市増坪町字阿原田五百七番地四 |

### 山梨県告示第千三百三十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により平成十五年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。  
 平成十五年六月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

#### 一 調査を行う者の名称

甲府市、富士吉田市、大月市、牧丘町、三富村、石和町、八代町、芦川村、上九一色村、下部町、中富町、身延町、南部町、敷島町、道志村、忍野村、山中湖村及び河口湖町

#### 二 調査地域

甲府市荒川一丁目、荒川二丁目、飯田三丁目、飯田四丁目及び飯田五丁目、富士吉田市緑ヶ丘及び上吉田、大月市富浜町鳥沢、東山梨郡牧丘町西保中、東山梨郡三富村川浦、東八代郡石和町市部、東八代郡八代町米倉、東八代郡芦川村上芦川、西八代郡上九一色村富士ヶ嶺、西八代郡下部町三沢及び上之平、南巨摩郡中富町西島、南巨摩郡身延町大野、南巨摩郡南部町福土、中巨摩郡敷島町漆戸、獅子平及び上菅口、南都留郡道志村長又、白井平、板橋及び善之木、南都留郡忍野村忍草及び内野、南都留郡山中湖村山中並びに南都留郡河口湖町浅川

#### 三 調査期間

平成十五年六月十九日から平成十六年三月三十一日まで

### 山梨県告示第千三百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成十五年六月十二日釜無川右岸土地改良区連合の定款の一部変更を認可した。  
 平成十五年六月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

### 山梨県告示第千三百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地

域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十五年七月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大月上野原線
- 三 道路の区域

| 区 間   | 旧新の別        |             | 延長 (メートル) |
|---|-------------|-------------|-----------|
|   | 旧           | 新           |           |
| 北都留郡上野原町大字大柵字富士塚四五二番の四地先から<br>北都留郡上野原町大字鶴川字日ノ道一〇五九番の一地主まで | 二・五<br>二五・〇 | 七・〇<br>二九・四 | 八〇〇・〇     |

**山梨県告示第三百四十一号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十五年七月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

| 道路の種類 | 路線名     | 区 間   | 延長 (メートル) | 供用開始の期日    |
|-------|---------|---|-----------|------------|
| 県道    | 上野原丹波山線 | 北都留郡上野原町大字桐原字三二山七二二五番の五地先から<br>北都留郡上野原町大字桐原字猪原七二九七番の一地主まで | 二六〇・〇     | 平成十五年六月三十日 |

**山梨県告示第三百四十二号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年七月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

| 道路の種類 | 路線名      | 区 間  | 延長 (メートル) | 供用開始の期日     |
|-------|----------|--|-----------|-------------|
| 県道    | 甲府南アルプス線 | 中巨摩郡昭和町大字西条新田字北河原六六九番の二地先から<br>中巨摩郡竜王町大字西八幡字西冷間二二三三番の一地主まで | 一五二八・〇    | 平成十五年六月二十七日 |

**山梨県告示第三百四十三号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十五年七月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年六月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

| 道路の種類 | 路線名    | 区 間   | 延長 (メートル) | 供用開始の期日    |
|-------|--------|---|-----------|------------|
| 県道    | 大月上野原線 | 北都留郡上野原町大字大柵字富士塚四五二番の四地先から<br>北都留郡上野原町大字鶴川字日ノ道一〇五九番の一地主まで | 八〇〇・〇     | 平成十五年六月二十日 |

**山梨県告示第三百四十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十五年六月十三日に土地改良事業（知光地区基盤整備促進事業）の施行について同意した。

平成十五年六月十九日

山梨県知事 山本 栄彦

# 公 告

## ● 個人情報保護条例の運用状況

山梨県個人情報保護条例（平成五年山梨県条例第一号）第三十八条の規定により、平成十四年度における各実施機関の山梨県個人情報保護条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成十五年六月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

## 一 山梨県個人情報保護条例の運用状況

個人情報取扱事務の登録の件数

五〇九件

開示請求、訂正請求及び是正の申出の件数

二、一三九件

開示請求、訂正請求及び是正の申出の処理状況

二、一三九件

異議申立ての件数

〇件

条例第二十三条の規定による決定

〇件

事業者の業務の登録件数

八三四件

事業者に対する調査、勧告及び公表の件数

〇件

## 二 実施機関別の開示請求、訂正請求及び是正の申出の状況

知事

三三六件

教育委員会

一、六五六件

人事委員会

一四七件

## ● 行政文書の開示の実施状況

山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）第三十六条の規定により、平成十四年度における各実施機関の行政文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。  
平成十五年六月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

## 一 行政文書の開示の状況

開示請求

二六四件

開示決定

二一六件

全部開示決定

五一件

一部開示決定

一六五件

不開示決定

三六件

取下げ

一二件

不服申立て

一二件

不服申立てに対する裁決又は決定

六件

## 二 実施機関別の請求の状況

知事

一九七件

議会

四件

公営企業管理者

一件

教育委員会

九件

選挙管理委員会

三件

人事委員会

一件

監査委員

二件

警察本部長

四七件

## ● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成十五年六月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

## 一 調査を行った者の名称

南部町及び三珠町

## 二 調査を行った時期

南部町 平成十二年八月十一日から平成十三年三月九日まで

三珠町 平成十年十一月十三日から平成十一年三月二十五日まで

## 三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

## 四 調査を行った地域

南部町大字福土の一部地区

三珠町大字大塚の一部地区

## 五 認証年月日

平成十五年六月九日

## ● 土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、近津用水土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
平成十五年六月十九日

一 退任

| 役職名 | 氏名    | 住 所              | 退任年月日       |
|-----|-------|------------------|-------------|
| 理事  | 石原 昭夫 | 東八代郡石和町下平井二五六番地一 | 平成十四年十一月十七日 |

山梨県知事 山 本 栄 彦

二 就任

| 役職名 | 氏名    | 住 所            | 就任年月日     |
|-----|-------|----------------|-----------|
| 理事  | 荻野 正直 | 東八代郡石和町井戸三三九番地 | 平成十五年四月一日 |

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、  
 県営圃場整備事業（円野地区第一工区）の換地処分を平成十四年十一月一日実施した。  
 平成十五年六月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、四方  
 津土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
 平成十五年六月十九日

一 退任

山梨県知事 山 本 栄 彦

| 役職名 | 氏名    | 住 所               | 退任年月日      |
|-----|-------|-------------------|------------|
| 理事  | 小俣 一郎 | 北都留郡上野原町四方津二二八九番地 | 平成十五年四月三十日 |
| 同   | 加藤 正司 | 一一四九番地            | 同          |
| 同   | 小俣 長二 | 一三〇七番地            | 同          |
| 同   | 関原 公元 | 一一二九番地            | 同          |

二 就任

|    |       |          |   |   |
|----|-------|----------|---|---|
| 同  | 小俣 克  | 同        | 同 | 同 |
| 同  | 加藤 毅  | 同        | 同 | 同 |
| 同  | 久島 邦夫 | 川合二二五一番地 | 同 | 同 |
| 同  | 小俣 啓  | 四方津九七三番地 | 同 | 同 |
| 監事 | 関原 秀夫 | 一一九二番地一  | 同 | 同 |
| 同  | 天野 博  | 九二八番地    | 同 | 同 |

| 役職名 | 氏名    | 住 所               | 就任年月日     |
|-----|-------|-------------------|-----------|
| 理事  | 小俣 長二 | 北都留郡上野原町四方津一三〇七番地 | 平成十五年五月一日 |
| 同   | 加藤 正司 | 一一四九番地            | 同         |
| 同   | 小俣 一郎 | 一二八九番地            | 同         |
| 同   | 関原 公元 | 一一二九番地            | 同         |
| 同   | 小俣 克  | 一三二一番地            | 同         |
| 同   | 加藤 毅  | 一一九三番地            | 同         |
| 同   | 久島 邦夫 | 川合二二五一番地          | 同         |
| 同   | 小俣 啓  | 四方津九七三番地          | 同         |
| 監事  | 関原 秀夫 | 一一九二番地一           | 同         |
| 同   | 天野 博  | 九二八番地             | 同         |

● 一般競争入札について  
 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月  
 十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも

のである。

平成十五年六月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 一般競争入札に付する事項

1 購入物品等の名称及び数量

家畜専用焼却炉 一式

2 購入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成十五年十月三十一日

4 納入場所

北巨摩郡小淵沢町小淵沢地内

二 一般競争入札の参加資格

1 平成十五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十五年山梨県告示第四百十六号）の一に定める競争入札に参加

することができ、者であること。

2 この公告に示した物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。

3 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局

管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成十五年七月七日（月）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の一の交付場所

において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

平成十五年七月三日（木）午後二時 山梨県庁県民情報プラザ（山梨県甲府市丸の内一丁目八番五号）会議室

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成十五年七月八日（火）までの県の休日を除く午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成十五年七月三十一日（木）午後二時 山梨県庁県民情報プラザ（山梨県甲府市丸の内一丁目八番五号）会議室

6 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成十五年七月三十日（水）午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否



要  
5 その他  
詳細は、入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and quantity of the products to be procured  
Incinerator for cattle 1set
- 2 Date and time for tender  
2:00PM July 31, 2003
- 3 Bureau in charge

Procurement Section, Management Division, Treasury, Yamanashi Prefectural  
Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan  
TEL 055-223-1395

## 公安委員会

● 一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十五年六月十九日

山梨県警察本部長 金 山 泰 介

- 1 一般競争入札に付する事項
- 1 借入物品等の名称及び数量
- 2 犯罪統計帳票作成システム 一式
- 2 借入物品等の仕様等
- 3 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間  
平成十六年一月一日から平成二十年十二月三十一日まで
- 4 借入場所  
山梨県警察本部長が指定する場所
- 5 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者

であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

- 1 平成十五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十五年山梨県告示第四百四十六号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当 電話〇五五 二三五 二二二一

- 2 入札説明書の交付方法

この公告の日から三の1の交付場所において交付する。

- 3 入札及び開札の日時及び場所

平成十五年八月一日午後一時三十分 山梨県庁県民会館二〇一会議室

- 4 郵送による入札書の受領期限

平成十五年七月三十一日午後四時

- 5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 6 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であって、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 2 入札保証金

免除

- 3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を三の1の場所に平成十五年七月一日から同年七月十八日までの間（休日を除く。）の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までの間を除く。）に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 その他

詳細は、入札説明書に示す。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Management Systems for Statistical Table of Crime 1set

2 Date and time for tender

1:30PM August 1, 2003

3 Bureau in charge

Information Management Division, Police Administration Department,  
Yamanashi Prefectural Police Headquarters 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi  
Yamanashi-ken 400-8586 Japan  
TEL 055-235-2121

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第百四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年六月十八日までとする。

平成十五年六月十九日

山梨県公安委員会  
委員長 吉 泉 信 一

| 申請者氏名又は名称及び住所                                    | 型式                         | 概要                 |                 | 検定番号   |
|--|----------------------------|--------------------|-----------------|--------|
|  |                            | 遊技機の種類及び区分         | 型式名             |        |
| アイジーテイージャパン株式会社<br>代表取締役 泉義幸<br>東京都台東区松が谷一丁目三番五号 | 回胴式遊技機<br>規則第六条第二号(別表第五)   | オースティンパワーズ         | アイジーテイージャパン株式会社 | 三四〇二一九 |
| 株式会社平和 代表取締役<br>中島潤<br>群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八      | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ(別表第二) | CR・ブラボー<br>アイブ J1  | 株式会社平和          | 三〇〇三〇〇 |
| 株式会社平和 代表取締役<br>中島潤<br>群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八      | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ(別表第二) | CR・ブラボー<br>アイブ J1  | 株式会社平和          | 三〇〇三〇〇 |
| 株式会社藤商事 代表取締役<br>松元邦夫<br>大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号     | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ(別表第二) | CRワン<br>ダーパー<br>クN | 株式会社藤商事         | 三〇〇二五一 |
| 株式会社ソフィア 代表取締役<br>井置定男<br>群馬県桐生市境野町七丁目二          | ぱちんこ遊技機<br>規則第六条第一号イ(別表第二) | CR海です<br>V         | 株式会社ソフィア        | 三〇〇三三五 |

|   |  |                            |                    |              |        |
|---|--|----------------------------|--------------------|--------------|--------|
| ○一番地  | 株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男<br>群馬県桐生市境野町七丁目二〇一番地   | 一号イ(別表第二)<br>第一種特別電<br>動役物 | 海ですS<br>V          | 株式会社<br>ソフィア | 三〇〇三五三 |
| 株式会社エイベックス 代表取締役 望月光三<br>東京都台東区上野七丁目六番五号      | 回胴式遊技機<br>規則第六条第一号イ(別表第五)                  | ビッグシ<br>ョータイ<br>ム          | 株式会社<br>エイベッ<br>クス | 三四〇一五二       |        |
| 株式会社エイベックス 代表取締役 望月光三<br>東京都台東区上野七丁目六番五号      | 回胴式遊技機<br>規則第六条第一号イ(別表第五)                  | カイソク<br>カツポ                | 株式会社<br>エイベッ<br>クス | 三四〇二六二       |        |
| 高砂電器産業株式会社 代表取締役 濱野準一<br>大阪府大阪市中央区南船場二丁目九番一四号 | 回胴式遊技機<br>規則第六条第二号(別表第五)                   | グルクン<br>30                 | 高砂電器<br>産業株式<br>会社 | 三四〇二九三       |        |
| 株式会社竹屋 代表取締役 竹内正博<br>愛知県春日井市美濃町二丁目九八番地        | ぱちんこ遊技<br>規則第六条第一号イ(別表第二)<br>第一種特別電<br>動役物 | CRどた<br>ばた空挺<br>団          | 株式会<br>社<br>竹屋     | 三〇〇二〇二       |        |
| 豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊<br>愛知県名古屋市中村区长戸井町三丁目一二番地  | ぱちんこ遊技<br>規則第六条第一号イ(別表第二)<br>第一種特別電<br>動役物 | CR脱獄<br>ブラザー<br>ズS         | 豊丸産業<br>株式会<br>社   | 三〇〇三〇四       |        |
| 豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊<br>愛知県名古屋市中村区长戸井町三丁目一二番地  | 動役物  |                            |                    |              |        |
| 株式会社ミズホ 代表取締役 安藤壽雄<br>東京都江東区有明三丁目一番地二五        | 回胴式遊技機<br>規則第六条第二号(別表第五)                   | ゴールド                       | 株式会<br>社<br>ミズホ    | 三四〇三二〇       |        |
| 豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊<br>愛知県名古屋市中村区长戸井町三丁目一二番地  | ぱちんこ遊技<br>規則第六条第一号イ(別表第二)<br>第一種特別電<br>動役物 | CR脱獄<br>ブラザー<br>ズF2        | 豊丸産業<br>株式会<br>社   | 三〇〇三六八       |        |
| 豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊<br>愛知県名古屋市中村区长戸井町三丁目一二番地  | ぱちんこ遊技<br>規則第六条第一号イ(別表第二)<br>第一種特別電<br>動役物 | CR脱獄<br>ブラザー<br>ズM2        | 豊丸産業<br>株式会<br>社   | 三〇〇三四七       |        |
| 豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊<br>愛知県名古屋市中村区长戸井町三丁目一二番地  | ぱちんこ遊技<br>規則第六条第一号イ(別表第二)<br>第一種特別電<br>動役物 | CR脱獄<br>ブラザー<br>ズV         | 豊丸産業<br>株式会<br>社   | 三〇〇三一五       |        |
| 豊丸産業株式会社 代表取締役 永野裕豊<br>愛知県名古屋市中村区长戸井町三丁目一二番地  | 動役物  |                            |                    |              |        |